

(1) 区域および対象 (大手前通り区域)

	現行基準	改正素案
区域	景観計画の大手前通り地区と同じ(姫路市道幹第1号線(大手前通り)のうち起点から一般国道2号までに接する敷地又は空地)	姫路市道幹第1号線(大手前通り)のうち起点から一般国道2号までの道路境界から約45~51mまでの敷地又は空地(下図参照)
参考図	<p>大手前通り区域 大手前通りに接する敷地又は空地</p>	<p>大手前通りA区域 大手前通りの境界から20mまでの範囲の敷地又は空地</p> <p>大手前通りB区域 大手前通りの境界から20mを超える範囲の敷地又は空地</p> <p>大手前通り区域</p>
付加基準適用対象	大手前通りから視認できる広告物等に限る	A区域: 区域内に表示・設置する広告物等すべて B区域: 地上からの高さ15mを超える部分に表示・設置される広告物等で大手前通りから視認できるものに限る

変更部分を赤字で示す

大手前通り区域 屋外広告物許可基準の改正案

(2) 屋上を利用するもの

①共通基準

区分	現行基準	改正素案
掲出場所	木造建築物への掲出禁止	(変更なし)
広告物等の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域:地上から設置する箇所までの高さの 2/3 以下かつ 10m以下 ・その他の地域:地上から設置する箇所までの高さの 1/2 以下かつ 5m以下(準工業地域、工業地域、工業専用地域は 7m 以下) 	(変更なし)
地上から上端までの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域:原則 52m以下 ・その他の地域:原則 47m以下 	(変更なし)
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(屋上構造物を除く。)の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱、骨組みの露出禁止 ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物※1(一定時間表示内容等が変化しないものを除く。)、ネオンサイン等の使用禁止 	(変更なし)

②付加基準 A区域

区分	現行基準	改正素案	
建築物を新築、増築又は改築する場合	掲出場所 —	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止 	
既存建築物の屋上に広告物を表示・設置する場合	掲出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止 	(変更なし)
	表示面積	建築物の各立面積の 1/10 以下	(変更なし)
	数量	建築物1棟につき、1 個	(変更なし)
	広告物等の高さ	横の長さを超えないこと	(変更なし)
	地上から上端までの高さ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・最高限度を 40mとし、かつ、当該広告物の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離に 5/7 を乗じて得たものに 35mを加えたもの以下とする。ただし、既存の広告物の表示面変更及び老朽化に伴う改築で、既存広告物と同規模の場合を除く。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色:明度 8.0 以上 9.3 以下の無彩色 ・文字、図柄の色:2 色以下 明度 2.0 以上、彩度 6.0 以下(色 	<ul style="list-style-type: none"> ・地色:明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色(推奨色:N8.0) ・文字、図柄の色:2 色以下 明度 2.0 以上、彩度 6.0 以下(色相がR、 	

変更部分を赤字で示す

大手前通り区域 屋外広告物許可基準の改正案

		相がR、YR、Yの場合は彩度 8.0 以下)	YR、Yの場合は彩度 8.0 以下)
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止 	(変更なし)

③付加基準 B区域 ※地上からの高さ15mを超える部分に表示・設置する広告物等で大手前通りから視認できるものに適用する。

区分		現行基準	改正素案
建築物を新築、増築又は改築する場合	掲出場所	—	・新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止
既存建築物の屋上に広告物を表示・設置する場合	色彩	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地色:明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色 (推奨色:N8.0) ・文字、図柄の色:2色以下 明度 2.0 以上、彩度 6.0 以下(色相がR、YR、Yの場合は彩度 8.0 以下)
	その他の表示方法	—	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止

変更部分を赤字で示す

大手前通り区域 屋外広告物許可基準の改正案

(3) 壁面又は屋根面を利用するもの

①共通基準

区分	現行基準	改正素案
表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域:当該壁面(屋根面)の1/4以下 ・その他の地域:当該壁面(屋根面)の1/5以下 ・広告幕の規格:長さ15m以下、幅1.5m以下 ・広告幕にあつては、表示期間が5日を超える場合、表示面積に算入 	(変更なし)
地上から上端までの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域:原則52m以下 ・その他の地域:原則47m以下 	(変更なし)
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面(屋根面)の外郭線からの突出禁止 ・窓、開口部をふさがないこと(広告幕を除く。) ・意匠が同一のものは、1壁面(屋根面)に1枚(基) 	(変更なし)

②付加基準 A区域

区分	現行基準	改正素案
表示面積	当該壁面(屋根面)の1/10以下	<ul style="list-style-type: none"> ・当該壁面(屋根面)にかかる地上からの高さ8m以下の部分の1/4以下かつ、地上からの高さ8mを超える部分の1/10以下 (地上からの高さ8mをまたぐ広告物については、地上からの高さ8mを超える部分の表示面積に算入)
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・箱文字で表示すること(広告幕又は、1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。) ・4階以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・3階以上の窓面への表示禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・箱文字で表示すること(広告幕又は地上からの高さ8m以下の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。) ・地上からの高さ8mを超える部分に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・地上からの高さ8mを超える部分の窓面への表示禁止

③付加基準 B区域 ※地上からの高さ15mを超える部分に表示・設置する広告物等で大手前通りから視認できるものに適用する。

区分	現行基準	改正素案
その他の表示方法	—	<ul style="list-style-type: none"> ・箱文字で表示すること(広告幕で、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。) ・発光可変表示式広告物の使用禁止 ・窓面への表示禁止

変更部分を赤字で示す

大手前通り区域 屋外広告物許可基準の改正案

(4) 壁面より突出するもの

①共通基準

区分	現行基準	改正素案
建築物等からの出幅	建築物の壁面から 1.5m以下、道路境界から 1m以下	(変更なし)
地上から上端までの高さ	・商業系地域:原則 52m以下 ・その他の地域:原則 47m以下	(変更なし)
道路面から下端までの高さ	4.5m以上(歩道上 2.5m以上)	(変更なし)
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・骨組み等の露出禁止(表示面以外は金属等で被覆すること) ・交通信号機から 10m以内での発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	(変更なし)

②付加基準 A区域

区分	現行基準	改正素案
掲出場所	—	・地上からの高さ 8mを超える部分への掲出禁止
建築物等からの出幅	建築物の壁面から 1m以下	(変更なし)
数量	2 階以上に設置するものは、建築物 1 棟につき、1 個	(削除)
色彩	・地色は建築物と同系色又は無彩色 ・集合化された広告物は、地色を統一すること	・集合化された広告物は、地色を統一すること
その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物(一定時間表示内容等が変化しないものは除く。)、ネオンサイン等の使用禁止
既設広告物で、地上からの高さ 8mを超える部分に表示・設置されているもの	色彩	・地色は建築物と同系色又は無彩色 ・集合化された広告物は、地色を統一すること
	その他の表示方法	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

③付加基準 B区域 ※地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置する広告物等で大手前通りから視認できるものに適用する。

区分	現行基準	改正素案
その他の表示方法	—	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

変更部分を赤字で示す

大手前通り区域 屋外広告物許可基準の改正案

(5) 広告旗

①共通基準

区分	現行基準	改正素案
広告旗	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は 2 m²以下 ・道路の路肩から 5m以内に掲出する場合は、相互距離 5m以上 ・道路上の設置禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は 2 m²以下(変更なし) ・道路の路肩から 5m以内に掲出する場合は、相互距離 5m以上(変更なし) ・道路上の設置禁止(道路管理者の道路占用許可を受けたものは除く)

(6) 立看板

①共通基準

区分	現行基準	改正素案
立看板	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の設置禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の設置禁止(道路管理者の道路占用許可を受けたものは除く)

(7) 置看板

①共通基準

区分	現行基準	改正素案
表示面積	1方向の表示面の面積 2.5 m ² 以下、合計表示面積 5 m ² 以下	(変更なし)
地上から上端までの高さ	2.5m以下	(変更なし)
掲出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の設置禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の設置禁止(道路管理者の道路占用許可を受けたものは除く)